

○立命館アジア太平洋大学大学評価委員会規程

2006年5月17日

規程第689号

(目的)

第1条 本大学の大学評価を行うため、大学評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、学長の諮問を受け、本大学に関する大学評価を行い、学長に報告する。

2 学長は、評価結果を受けて、本大学の諸計画に反映させる。

(委員会の業務)

第3条 委員会が行う大学評価は、以下のとおりとする。

(1) 本大学が行う、自己点検・評価の客観性および妥当性に関する評価

(2) その他、第1条の目的を達成するために必要な評価

2 委員会は、本大学の自己点検・評価報告書を作成した翌年度に開催し、評価を行う。ただし、認証評価を受審する年度は開催しない。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、学校法人立命館の役員および教職員ではない学外の有識者若干名の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、評価が行われる年度にその都度学長が指名し、委嘱する。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから学長が指名する。

第6条 削除

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2006年6月1日から施行する。

附 則 (2008年6月10日委員会の役割・業務・構成等の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2008年6月10日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則 (2014年9月9日委員会の開催・構成等の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2014年9月9日から施行する。